# 第25 特定小規模施設用自動火災報知設備

# I 技術基準

# 1 用語の定義

- (1) 特定小規模施設とは、次に掲げる防火対象物であって、省令第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。
  - ア 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が300㎡未満のもの
  - (ア) 政令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物
  - (イ) 政令別表第1(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物
  - (ウ) 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
  - イ 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの(延 べ面積が300㎡以上のものにあっては、小規模特定用途複合防火対象物(政令第21条第1項第8号に掲げる 防火対象物を除く。)であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(同項第5号及び第11号から 第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)及び省令第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が 存しないものに限る。)
  - (ア) 政令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物
  - (イ) 政令別表第1(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物
  - (ウ) 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
  - ウ 前イに掲げる防火対象物以外の政令別表第 1 (16)項イに掲げる防火対象物 (同表(5)項イ及びロに掲げる用途 以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のも のに限る。) のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの
- (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備(以下「特小自火報」という。)とは、特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。
- (3) アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備とは、感知器からの火災情報信号を中継器又は受信機により受信し、表示温度等を設定する機能を有する特小自火報をいう。
- (4) 無線式感知器とは、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下「感知器規格省令」という。)第2条第19号の4に規定する無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものをいう。
- (5) 警報機能付感知器とは、感知器規格省令第2条第19号の5に規定する火災の発生を感知した場合に火災信号を発信する感知器で、火災が発生した旨の警報を発する機能を有するものをいう。
- (6) 連動型警報機能付感知器とは、感知器規格省令第2条第19号の6に規定する警報機能付感知器で、火災の発生を感知した場合に、火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に、火災が発生した旨の警報を発する機能を有するものをいう。

# 2 一般事項

- (1) 次に掲げる防火対象物の部分のうち、前1、(1)、イ、(7)から(9)の用途に供する部分には特小自火報を設置することができるが、前1、(1)、イ、(7)から(9)の用途に供する部分以外にも感知器、発信機等を設置しなければならないことから、防火対象物全体に政令第21条第1項及び第2項の規定により設置し、及び維持しなければならない自動火災報知設備の設置を指導すること。
  - ア 300㎡未満の政令別表第 1 16 項イに掲げる防火対象物のうち、政令第21条第 1 項第 1 号及び条例第41条第 1 項第 1 号に該当するもの
  - イ 300m<sup>2</sup>以上の小規模特定用途複合防火対象物で、条例第41条第4項に該当するもの
- (2) 次の場合、政令第36条の2に規定する消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備には該当しないが、努めて甲種第4類又は乙種第4類消防設備士に実施させるよう、関係者に指導すること。
  - ア すべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、7ただし書きを適用し、受信機を設けない場合 (8 により中継器を設置するものを除く。)。
  - イ 連動型警報機能付感知器の電池の交換
- (3) 火災感知時に連動型警報機能付感知器の警報停止ボタンを操作した場合は、一定時間再警報されないことか

ら、火災の確認を行わずに警報停止ボタンを操作しないよう、関係者に指導すること。

# 3 適用対象

特定小規模施設のうち、次のいずれにも該当しない防火対象物(別紙参照)

- (1) 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ 若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、政令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの(前1、(1)、ウに該当するものを除く)
- (2) 小規模特定用途複合防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、延べ面積が300㎡以上かつ2階以上の階を政令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供するもの(前1、(1)、ウに該当するものを除く)
- (3) 小規模特定用途複合防火対象物のうち、延べ面積が1,000㎡以上のもの

## 4 事務処理

(1) 基準の特例等に関する規定の適用申請

特小自火報は、政令第29条の4の規定に基づく必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であることから、特小自火報を設置しようとする者から、その申し出がされた場合は、条例第64条第1項の規定に基づき申請させ、次により処理すること。

ア 添付図書

条則別記第25号様式の基準の特例等適用申請書に、次に掲げる図書を添付させること。

- (7) 防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、仕上表
- (イ) 特小自火報の工事の設計に関する図書
- イ 基準の特例等適用通知書の交付

条則別記第26号様式の基準の特例等適用通知書の「条件又は理由」欄には、次に掲げる事項を記載し、申請者に交付すること。

- (ア) 申請内容のとおり施工する旨
- (イ) 申請内容(条件)に変更が生じた場合は、原則として消防法令に基づく消防用設備等を設置する旨
- (2) 工事着手の届出

すべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、7ただし書きを適用し、受信機を設けず、かつ、8により中継器を設置しない場合を除き、法第17条の14の規定に基づき届出させ、処理すること。

(3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出及び検査

すべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、7ただし書きを適用し、受信機を設けない場合を含め、 法第17条の3の2の規定に基づき届出させ、検査を実施すること。

## 5 警戒区域

政令第21条第2項第1及び第2号の規定の例によること。

### 6 感知器

(1) 設置場所

次のアからウまでに掲げる場所(ウに掲げる場所は、前1、(1)、ア、(7)、イ、(7)又はウに掲げる防火対象物の内部に設置されているものに限る。)の天井又は壁(アに掲げる場所(床面積が30㎡以下のものに限る。)の壁で、警報機能付感知器及び連動型警報機能付感知器、その他壁に設けた場合の性能が確認された感知器を設ける場合に限る。以下同じ。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下同じ。)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

なお、ウに掲げる場所は、前1、(1)、r、(7)、(7)又はウに掲げる以外の防火対象物の内部に設置されている場所について、設置を指導すること。

- ア 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- イ 倉庫、機械室その他これらに類する室

ウ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの

#### (2) 設置方法

省令第23条第4項各号(第1号ハ、第4号から第5号まで、第7号ニ、第7号の2、第7号の3、第7号の5、第7号の6及び第9号を除く。)及び同条第5項から第7項、第24条第7号並びに第24条の2第2号の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

なお、適応感知器の選択方法については、第4章第2節第11「自動火災報知設備」. I 「技術基準」. 3. (1). アを準用すること。

- ア 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天 井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
- (ア) 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分
- (イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- イ 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
- (ア) 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分
- (イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- ウ 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域(それぞれ壁又は取付け面から0.4m (煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m) 以上突出したはり等によって区画された部分をいう。)ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて、省令第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち、最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
- (ア) 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分
- (イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- エ 無線式感知器を設置する部分に電波を遮る耐火構造の防火区画、金属製の間仕切壁、防音施設等がある場合は、事前に消防設備士による電波性能の確認を実施するよう指導すること。

#### 7 受信機

省令第24条第2号(ハ及びチを除く。)、第6号から第8号及び第24条の2第1号の規定の例によるほか、次によること。ただし、すべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、警戒区域が1の場合は、受信機を設けないことができる。

#### (1) 設置場所

ア 省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等に設けること。

なお、防災センター等その他これらに類する場所が存しない場合にあっては、火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

イ アによるほか、第4章第2節第11「自動火災報知設備」、 I 「技術基準」、 2. (3). アからウまでを準用すること。

#### (2) 常用電源

ア 電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から、他の配線を分岐させずにとることとし、当該電力を用いない場合にあっては、電池を用いること。

ただし、電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該常用電源を分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。

イ アによるほか、第4章第2節第11「自動火災報知設備」、I「技術基準」、2.(1)を準用すること。

#### (3) 非常電源

省令第24条第4号の規定の例によるほか、第4章第2節第11「自動火災報知設備」. I 「技術基準」. 2.(2)を準用すること。

なお、7ただし書きにより、受信機を設けない場合においては、次のア又はイに定める電池を非常電源とすることができる。

- ア 連動型警報機能付感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型警報機能付感知器 を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を、72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響に より伝達した後、当該連動型警報機能付感知器を1分間以上有効に作動することができること。
- イ 連動型警報機能付感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電

源が停電した後、連動型警報機能付感知器を10分以上有効に作動することができる容量の電池が設けられていること(電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるものに限る。)。

## 8 中継器

省令第23条第9項、第24条第7号並びに第24条の2第1号ニ及び第3号の規定の例によるほか、第4章第2節第11「自動火災報知設備」、I 「技術基準」、4を準用すること。

# 9 発信機

前7により、受信機を設ける場合は、省令第24条第8号の2及び第24条の2第3号の規定の例によるほか、第4章第2節第11「自動火災報知設備」、I「技術基準」、6を準用し、発信機を設けること。

# 10 地区音響装置

前7により、受信機を設ける場合は、省令第24条第5号及び第5号の2の規定の例によるほか、第4章第2節第11「自動火災報知設備」、I「技術基準」、7を準用し、地区音響装置を設けること。

#### 11 付属品

第4章第2節第11「自動火災報知設備」、 I 「技術基準」、 8を準用すること。

# 12 配線及び工事方法

- (1) 省令第24条第1号(イを除く。)の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ又は断線した場合には、その旨を確認できるように措置されていること。
- (2) 前(1)によるほか、第4章第2節第11「自動火災報知設備」、I「技術基準」、9を準用すること。

## 13 火災通報装置等との接続

第4章第2節第11「自動火災報知設備」、 I 「技術基準」、10を準用すること。

# 14 維持管理

- (1) 常用電源、非常電源及び予備電源は、省令第24条の2第4号の規定の例により維持すること。
- (2) アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、省令第24条の2第5号の規定の例により維持すること。
- (3) 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音饗装置又は発信機を用いる場合にあっては、省令第24条の2第6号の規定の例により維持すること。

# Ⅱ 検査要領

第4章第2節第11「自動火災報知設備」、II「検査要領」、無線式感知器を使用するものにあっては、第11「自動火災報知設備」.別記「無線式自動火災報知設備」.II「検査要領」によるほか、連動型警報機能付感知器を使用するものは、次によること。

### 〔I〕外観検査

### 1 表示

感知器本体に、特定小規模施設用である旨が表示されていること。

# 〔Ⅱ〕性能検査

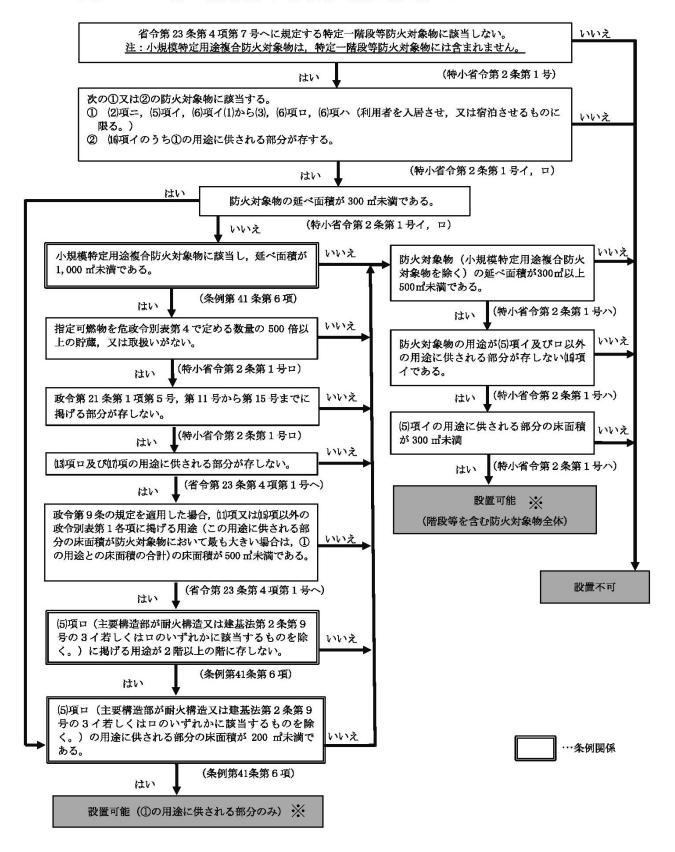
### 1 感知器作動試験

いずれかの感知器の押しボタンを操作し、感知器の作動状況を確認すること。

# 2 合否の判定

すべての感知器が連動し、正常に作動すること。

## 別紙 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置判定フロー



※ 受信機の設置は、前7受信機によること。ただし、すべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、 警戒区域が1の場合は、受信機を設けないことができる。

受信機の設置が必要な場合は、前8発信機、前9地区音響装置についても考慮すること。